

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

発 行

目 次

ページ

告 示

○生活保護法による施術者の指定

（社会福祉課）

一

○都市計画法第八十一条第一項の規定に基づく監督処分

（建築宅地課）

一

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

一

病 院 局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

三

人 事 委 員 会

○人事委員会規則七・三十三（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

三

正 規 則

○人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

四

○人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則

四

○人事委員会規則七・九十九（扶養手当）の一部を改正する規則

四

○人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則

五

○人事委員会の権限（通勤手当）の一部委任の一部を改正する告示

五

○人事委員会の権限（住居手当）の一部委任の一部を改正する告示

五

○人事委員会の権限（扶養手当）の一部委任の一部を改正する告示

五

○人事委員会の権限（単身赴任手当）の一部委任の一部を改正する告示

五

正 誤

○宮城県公報第一九二五号中

六

告 示

○宮城県告示第七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術者の名称）	阿部干代人 （株式会社潮見治療院）	施術所の所在地	気仙沼市田中前四・七・五	指定年月日	平成十九年十一月十二日
------------	----------------------	---------	--------------	-------	-------------

○宮城県告示第七十八号

次の建築物は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に違反しているの  
で、同法第八十一条第一項の規定により、次のとおり命令した。

平成二十年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 命令を受けた者の住所及び氏名

多賀城市高崎字花の木八十八番地

鎌田建設株式会社

二 命令に係る建築物の所在地

多賀城市高崎字花の木四十九番、五十三番及び八十八番並びに同市山王字山王五区百十七番及び

百十八番

三 命令の内容

二の土地において、都市計画法第二十九条第一項の規定に違反し建築された次の建築物四棟を除くすること。また、当該建築物を使用してはならない。

一 工場・銘木類倉庫

一 土木金物倉庫

一 事務所兼休憩所

一 モデルハウス実験棟

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年一月二十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県工事管理システム運用管理保守業務 一式
- 2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成二十五年三月三十一日
- 4 履行場所 宮城県行政庁舎内ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条の規定による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とはみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 7 入札時において、次に掲げる認証制度のいずれも取得していること。
  - (一) ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)
  - (二) プライバシーマーク制度
- 8 情報処理技術者試験の区分等を定める省令(平成九年通商産業省令第四十七号)の表上欄に掲げるテクニカルエンジニア(システム管理)試験の合格者又は当該試験と同等と認められる資格

の保有者を雇用し、かつ、本業務に従事させることができること。

- 9 過去三年以内に情報システムの開発又は運用保守に係る業務委託契約(請負額二十万元以上に限る。)を履行した実績を有すること(運用保守で複数年契約しているものについては契約締結後一年以上経過しているものを含む。)
- 10 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三三)へ平成二十年二月二十二日(金)午後五時までに申請すること。
- 三 入札書の提出場所等
- 1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
  - 千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 2 入札説明書の交付期限
  - 宮城県出納局契約課工事契約班(電話〇二二・二二一・三三三三)
  - 平成二十年二月二十日(水)午後五時まで。ただし、郵送による交付依頼は、平成二十年二月十九日(火)まで1あて必着のこと。
- 3 一般競争入札参加資格審査
  - 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。
- 4 入札書の提出期限
  - (一) 日時 平成二十年三月十四日(金)午後五時まで
  - (二) 場所 1に同じ
  - (三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の入札執行の日時及び場所までとする。
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (一) 日時 平成二十年三月十八日(火)午前十時(開場午前九時四十分)
  - (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎二階 第一入札室
- 四 入札に参加することができない者
  - 1 二に定める資格を有しない者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

<p>1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。</p> <p>2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。</p> <p>3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。</p> <p>4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした入札者を落札者とする。</p> <p>6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無</p> <p>7 契約書作成の要否 要</p> <p>8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。</p> <p>9 この発注案件は、地方自治法及び地方自治法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行うものとする。この発注案件に係る翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約の解除を行う。</p> <p>10 詳細は入札説明書による。</p> <p>六 概要</p> <p>Summary</p> <p>1 Nature and Quantity of the Services to be Required : Operation and maintenance of a construction management system for Miyagi Prefecture (1 set)</p> <p>2 Deadline for Bid : Friday, March 14, 2008 5 : 00 p.m.</p> <p>3 Location : Miyagi Prefectural Government offices</p> <p>4 Contact : Construction Contract Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-3336</p> <p>5 Language and currency used in contract procedures : Japanese and Japanese yen only</p>	<p>○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。</p> <p>平成二十年一月二十九日</p> <p>宮城県病院事業管理者 木 村 時 久</p> <p>一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 消化管用デジタルX線透視撮影システム 一式</p> <p>二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 病院局県立病院課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 落札者を決定した日 平成二十年一月九日</p> <p>四 落札者の名称及び所在地 株式会社日立メデイコ 東北支店 仙台市青葉区本町二丁目十一番一号</p> <p>五 落札金額 五千九百九十九万七千円</p> <p>六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>七 入札の公告を行った日 平成十九年十一月二十七日</p> <p style="text-align: center;"><b>人事委員会</b></p> <p>人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則をここに公布する。</p> <p>平成二十年一月二十九日</p> <p style="text-align: center;">宮城県人事委員会 委員長 石 附 成 二</p> <p>人事委員会規則七・三十三・四十六</p> <p>人事委員会は、職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)に基づき、人事委員会規則七・三十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十八条第二号中「表彰若しくは」を「表彰又は」に改める。</p> <p>別表第三大学卒の欄第四号中「第53条ただし書」を「第55条ただし書」に改め、同表短大卒の欄第二号③及び高校卒の欄第一号②中「(名称変更前の盲学校、聾学校又は養護学校を含む。)」を「(名称変更前の盲学校、聾学校又は養護学校を含む。)」に改め、同表中等教育学校、中・中等教育学校、中・中等教育学校、聾学校又は養護学校を含む。の高等部、を「同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)」に改め、同表中等卒の欄②中「(名称変更前の盲学校、聾学校又は養護学校を含む。)」の中等部、を「同法第76条第1項に規定する中等部に限る。)」に改め、同表中・中・中等教育学校、聾学校及び養護学校を、を「及び」及び18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、」を「及び」及び</p>
--	--

病 院 局

「准働型労働所」は、それぞれを「に」及び「准働型労働所を含む」を「を」、「准働型労働所」には回法による准働型労働所を含むものとする。」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成十九年十二月二十六日から適用する。

人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・三十八・十五

人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・三十八（通勤手当）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出は、同項の様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（人事委員会が認める電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電磁的方法（庶務業務を支援するための電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）を用いて行うことができる。

3 前項の場合においては、同項の庶務業務を支援するための電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該届出をしたものとみなす。

第十四条の二第一項中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・六十一・三

人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・六十一（住居手当）の一部を次のように改正する。

第五条に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出は、同項の様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（人事委員会が認める電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電磁的方法（庶務業務を支援するための電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）を用いて行うことができる。

3 前項の場合においては、同項の庶務業務を支援するための電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該届出をしたものとみなす。

第七条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

人事委員会規則七・九十九（扶養手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・九十九・五

人事委員会規則七・九十九（扶養手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・九十九（扶養手当）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 前項に規定する届出は、同項の様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（人事委員会が認める電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電磁的方法（庶務業務を支援するための電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）を用いて行うことができる。



3 前項の場合においては、同項の庶務業務を支援するための電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該届出をしたものとみなす。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項」に改める。

附則

この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

○人事委員会規則七・百六・七

人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を改正する規則

人事委員会は、職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）に基づき、人事委員会規則七・百六（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

3 第一項の規定による届出は、同項の様式に記載すべき事項を記録した電磁的記録（人事委員会が認める電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電磁的方法（庶務業務を支援するための電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法をいう。）を用いて行うことができる。

4 前項の場合においては、同項の庶務業務を支援するための電子情報処理組織に備えられたファイルへの記録がされた時に当該届出をしたものとみなす。

附則

この規則は、平成二十年二月一日から施行する。

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十三年人事委員会告示第四号（人事委員会の権限（通勤手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

一 二の（一）中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

二の（六）を（七）とし、（二）から（五）までを一ずつ繰り下げ、（一）の次に次のように加える。

（二） 規則七・三十八第三条第二項に規定する人事委員会が認めるものについて定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年二月一日

○人事委員会告示第一号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和四十五年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（住居手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の（六）中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

二の（八）を（九）とし、（七）を（八）とし、（六）の次に次のように加える。

（七） 規則七・六十一第五条第二項に規定する人事委員会が認めるものについて定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年二月一日

○人事委員会告示第三号

人事委員会は、人事委員会規則二・二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、昭和六十一年人事委員会告示第一号（人事委員会の権限（扶養手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の（一）中「第三条」を「第三条第一項」に改める。

二の（三）を（四）とし、（二）を（三）とし、（一）の次に次のように加える。

（二） 規則七・九十九第三条第二項に規定する人事委員会が認めるものについて定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年二月一日

○人事委員会告示第四号

人事委員会は、人事委員会規則二二（他の機関及び事務局長に対する権限の委任）に基づき、平成二年人事委員会告示第三号（人事委員会の権限（単身赴任手当）の一部委任）の一部を次のように改正した。

平成二十年一月二十九日

宮城県人事委員会

委員長 石 附 成 二

一 二の(九)を(十)とし、(ハ)の次に次のように加える。

(九) 規則第七条第三項の規定に基づき、人事委員会が認めることとされているものについて定めること。

二 この告示の効力の発生する日

平成二十年二月一日

### 正 誤

○宮城県公報第一九二五号（平成二十年一月十八日付け）中

ページ

四 上

行

二五

正

柴田郡川崎町大字支倉字山口前  
六一番三地先から  
同町大字支倉字金田四三番一〇  
地先まで

誤

柴田郡川崎町大字支倉字川口前  
六一番三地先から  
同町大字支倉字金田四三番一〇  
地先まで